

成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT） 中間評価実施要項

平成30年12月12日

成長分野を支える情報技術人材の
育成拠点の形成(enPiT)事業委員会

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)」において選定された取組に対する中間評価は、本中間評価実施要項により行うものとする。なお、中間評価においては、事業開始から平成30年9月末日までの実施状況を評価の対象とする。

I 実施方法

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)」(以下「本事業」という。)に選定された取組に対する中間評価は、外部有識者・専門家からなる「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)事業委員会」(以下「委員会」という。)において「書面評価」及び「面接評価」を実施して決定する。

1 書面評価

委員は、事業を実施する大学から提出された自己評価報告書に基づき書面評価を行う。書面評価にあたっては、「II 中間評価方針」の評価項目及び評価基準に留意しつつ、評価を行う。

2 面接評価

書面評価の結果を踏まえ、必要に応じて面接評価を実施する。
面接評価の実施方法については別に定める。

3 委員会における合議による中間評価結果の決定

中間評価結果は、書面評価及び面接評価の結果に基づき、合議により決定する。

II 中間評価方針

1 評価項目

本事業に選定された取組に対する中間評価は、以下の点に留意して行う。

1-1 運営拠点

(1) 運営拠点がその機能を十分に発揮するために、事業における運営拠点の位置づけ・役割を明確にして、活動しているか。

- (2) 「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業」で得られた知見や成果が効果的に生かす取組を実施しているか。
- (3) 中核拠点と密接かつ具体的な連携協力を行う取組を実施しているか。
- (4) 分野を横断した課題を適切に把握し、課題克服に向けた取組を実施しているか。
- (5) 実践的教育手法に係るFD活動を推進し、教員の育成を行う取組を実施しているか。
- (6) 各分野のシラバスやプログラム・カリキュラムのデザイン・構築にコミットして、調整や指導・助言を行っているか。
- (7) 設定したアウトプット・アウトカムに対する取組及び検証等を適切に行っているか。
- (8) 事業選定時の事業委員会から事業実施に当たってのコメントを踏まえた取組を実施し、適切に対応しているか。

○「事業実施に当たってのコメント」

教育プログラムとして夏期の集中合宿に大きな比重を置く事業計画としたことは、大学学部教育の実情をふまえた現実的な実践教育展開の方法だと考えられる一方、実践的な教育を実質的により広く普及させていくためには、連携する大学の正規課程のカリキュラムの中にどのように組み込んでいくのか、具体的な計画が必要であり、これを実現させることが本プログラムの成否の分かれ目だと考える。

運営拠点には、中核拠点等関係する大学に対してそのための道筋を示し、指導や助言を行うなどの積極的なかわりが求められる。運営拠点がその機能を十分に発揮し、今後選定される中核拠点を先導するためには、例えば、事業全体として学部教育の特性を踏まえそれを意識したKPIを設定することや、WGの設置運営方法を工夫することも一案であろう。

事業実施に当たり、委員会としては、今後選定される各分野の中核拠点と運営拠点との協議により、運営拠点が主導する形で、大学の正規課程のカリキュラムの中に実践的な教育が組み込まれていくことを期待したい。

1-2 中核拠点

(1) 大学間・産業界等との連携状況

形成するネットワークが効果的に機能するよう、代表校（中核拠点）を中心として連携校や産業界等との連携が円滑に進んでいるか。

- ① 当該分野における実践教育を円滑に遂行する上で必要なマネジメントが、中核拠点を中心として適切に実行されているか。
- ② 大学及び連携企業等において、人材育成・ネットワーク形成のための役割は適切に機能しているか。
- ③ 補助事業期間中の各年度（H28年度、H29年度、H30年度上期）について、人材育成・ネットワーク形成のための活動が適切に進捗しているか。
- ④ 経費の使途や支出計画が適切か。また、費用対効果の高い取り組みを行っているか。

(2) 学部段階での効果的な実践教育

ネットワークを形成する大学及び企業等が緊密に連携し、中核拠点・連携校に加え広く他大学（参加校）からの学生も含め学部3～4年の学生を主な対象とした実践教育が行われているか。また、実践教育の実施方法及び手段が当該分野の育成する人材像をふまえた効果的な取組が行われているか。学部学生に対して効果的な実践教育を行っていくための工夫がなされているか。

- ① 実践教育が、育成する人材像や対象学生を踏まえた効果的な取組として進捗しているか。（学部卒業後に大学院に進学する場合も、社会に出る場合も、いずれにしても学部教育の段階で学生が実践的な力を身につけることの重要性をふまえた取組を実施しているか。）
- ② 実践教育の指導が、教育内容や方法に照らして、十分な能力を有する適切な取組として進捗しているか。

(3) 教育の実施状況

実施する教育についてのシラバスやプログラム・カリキュラムのデザイン・構築を、どのように学部教育のカリキュラムの中に組み込み、どのように実施しているのか。

(4) 大学・企業との協力

実践教育における題材の提供、教員・指導者の派遣、施設設備の貸与等、実践教育の実施に必要な各種の協力について、連携する大学及び企業等の中で明確なコミットメントを得つつ、適切な協力がなされているか。また、連携する企業については、情報サービス企業のみならず、情報技術を活用する企業等、幅広い関係企業との間で円滑に実施されているか。

(5) 適切な規模での人材育成

代表校（中核拠点）や連携校を超えた、適切な規模の相当数の学生に対して実践教育が行われているか。

- ① 補助事業期間中の各年度（H28年度、H29年度、H30年度上期）について、実践教育に参加する参加校数や学生数を適切な規模で取り組んでいるか。また、学生数が全国の大学の実践教育の場として適切な規模で進捗しているか。
- ② 参加校を増やす工夫や全国の学生を受け入れるための工夫がなされ、開かれた教育が実施されているか。

(6) 実践教育を行う人材育成機能の強化

実践教育を広く全国に普及させるため、代表校（中核拠点）や連携校の教員はもとより、それ以外の大学の教員も対象とした実践教育に関するファカルティ・ディベロップメント（FD）が推進されているか。また、組織的にPBL等の実践教育を実施できる教員の養成は適切に進捗しているか。

(7) 当初目標に対する取組状況

中間評価時点において、当初目標（アウトプットとアウトカム）達成に向けての取組は適切に進捗しているか。

(8) 内部・外部評価体制の構築

具体的な教育効果の検証を行うための明確な成果指標を設定し、自己点検評価を徹底するとともに、活動状況を客観的に検証・評価するために、関係大学以外の大学や産業界等の有識者などの第三者からの検証・評価を実施する仕組みを構築し、その事業の検証や評価の結果等を踏まえた必要な改善策を講じているか。

(9) 運営拠点や他分野との連携

運営拠点や他分野との協力関係を構築し、本プログラム一体としてネットワーク形成・人材育成を推進しているか。

(10) 補助期間終了後の継続的な事業実施

形成したネットワークについて、支援期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行うための当初の方針及び計画の実現に向けて、予定通り実施しているか。

(11) 選定時事業委員会からのコメントへの対応

平成 28 年度事業選定の際に事業委員会からの「改善に向けたコメント」として通知された点への対応をどのように行っているか。

○「改善に向けたコメント」（全体）

- ・学長の強いリーダーシップにより、連携大学が一丸となって事業を実施し、産学連携による実践教育ネットワーク形成に取り組むこと。
- ・1分野の取組にとどまることなく、運営拠点との密接な連携により、プログラム全体として多くの大学、企業等と協働すること。
- ・各大学の正規課程のカリキュラムの中に実践的な教育が組み込まれていくよう努めること。
- ・積極的に事業の内容を全国の大学（特に学生）や産業界に情報発信すること。
- ・FD活動等により、実践的な教育の普及に努めること。
- ・補助期間終了後も確実に事業を推進できる体制を構築すること。
- ・補助金を適正に管理し、執行すること。

○「改善に向けたコメント」（中核拠点毎・個別）

2 書面評価における各評価項目の評価

書面評価においては、各委員は1の各評価項目について、以下の基準に基づく3段階の評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれの項目について所見を付す。

評価項目 運営拠点（1）～（8）における基準

中核拠点（1）～（10）における基準

- A：取組開始時における計画以上に進捗しており、優れた取組となっている
- B：取組開始時における計画どおりに進捗している
- C：取組開始時における計画どおりに進捗しておらず、改善が必要

評価項目 中核拠点（11）における基準

- A：対応されており、優れた取組となっている
- B：対応されている
- C：対応が不十分

3 中間評価結果

(1) 中間評価の区分は、以下の通りとする。なお、評価区分に評価コメントを付して中間評価結果とし、中間評価結果は委員会の合議により決定する。

- S 優れた取組状況であり、事業目的の達成が見込まれる。
- A これまでの取組を継続することによって、事業目的を達成することが可能と判断される。

- B 当初目的を達成するためには、助言等を考慮し、より一層の改善と努力が必要と判断される。
- C これまでの取組状況等に鑑み、目的達成が困難な取り組みがあると考えられ、成果を見込めない取組については縮小・廃止し、財政支援規模の縮小が妥当と判断される。
- D これまでの取組状況等に鑑み、事業目的の達成は困難と考えられ、財政支援の中止が妥当と判断される。

Ⅲ その他

1 開示・公開等

- (1) 中間評価にかかる委員会の議事及び会議資料は、非公開とする。
- (2) 中間評価結果は各委員の個別評価結果が特定されないよう配慮したうえで、代表校に開示するとともに、文部科学省ホームページ等により公表する。

2 利害関係者の排除

委員は、利害関係を有する大学の取組について評価を行う場合は、その旨事務局に申し出ることとし、自己の関係する取組の評価は行わないものとする。

また、委員会における当該大学の取組にかかる個別審議に加わることはできないものとする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・委員が当該大学の専任又は兼任の教職員として在職（就任予定を含む）している場合
- ・委員が当該大学・学校法人の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・その他委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- (1) 委員は、中間評価の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員は、中間評価の過程で取得した情報（自己評価報告書等各種資料を含む）について他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (3) 中間評価にかかる資料等について、委員はその目的の範囲内で使用する。

【中間評価の手順（中間評価結果の決定までの流れ）】

